

県南広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年2月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 江刺室根線
 - （2）供用開始の区間 一関市大東町中川字豊石167番1地先から字川又30番5地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年2月10日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成27年2月10日から同年3月10日まで
-
- 2（1）路線名 一関北上線
 - （2）供用開始の区間 奥州市前沢区生母字竹の内88番1地先から109番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年2月10日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成27年2月10日から同年3月10日まで